

ひろぎんカレントクラブ プレミアム会員サービス

「カレントひろしま」
広告掲載サービス掲載要領

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

カレントクラブのプレミアム会員サービスの広告掲載サービスのお申込みありがとうございます。

「カレントひろしま」への広告掲載サービスの掲載基準や申込後のスケジュールなどをお知らせいたしますので、
広告掲載要領に沿って手続きをお願いします。

【目次】

1. 広告用原稿・注意事項について
2. お申込みから広告掲載までのスケジュール
3. 広告の掲載基準
4. お問い合わせ先

1. 広告用原稿・注意事項について

広告用原稿の形式

データ形式	PDF
サイズ	A4
広告内容	企業広告、商品広告、イベント広告等。 商品広告については、価格掲載が無く、他媒体に掲載実績があるものをお願いします。
広告掲載時期	広告掲載月については、掲載記事や申込状況を勘案し事務局で決定させていただきますので、掲載時期などご希望に添えない場合がございます。
送付方法・宛先	Eメール 送付先：current@hirogin.co.jp
その他注意事項	掲載広告については、広告掲載基準に基づいて広島銀行にて審査を行います。審査により原稿の修正や掲載をお断りすることがございます。

2. お申込みから広告掲載までのスケジュール

掲載スケジュールの調整
(事務局より別途ご連絡差し上げます)

広告掲載希望月の3カ月前 広告原稿を事務局宛に送付

ひろぎんカレントクラブ事務局にて広告掲載にかかる審査

掲載月：「カレントひろしま」に貴社の広告を掲載

(例)11月に広告掲載

広告掲載要領送付
スケジュール調整

【8月末】
広告原稿を事務局宛送付

広告審査
掲載内容確認

【10月】
広告原稿印刷

【11月】
カレントひろしま11月号に
広告掲載

3. 広告の掲載基準

1. 広告全般に関する基本的な考え方

「カレントひろしま」に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。
そのため広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2. 広告主の制限・・・広告を掲載できない事業者

- 各種法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者
- ギャンブル性を有する等青少年の健全性育成の観点から不適切な事業者
- 社会的問題を起こしている業種又は事業者
- 消費者金融/風俗業/法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- その他社会的な信頼性及び公平性を損なう等管理者が判断した事業者等

3. 掲載基準・・・以下に定める広告は取り扱いません

- 法令等に違反する広告又はそのおそれのある広告
- 内容又は責任の所在が明確でない広告
- 虚偽・誇大な表現により及び根拠のない表示や誤認を招くおそれのある広告
- 公序良俗に反するおそれのある広告および誹謗中傷を目的とした広告
- 非科学的な広告や、医学的根拠のない内容の広告、医学的に偏見があり誤解を招く内容の広告
- 政治・社会的問題について極端な主義主張を述べた広告
- 比較広告
- 金融関連商品（先物商品・消費者金融等）・風俗営業関連 ・その他「カレントひろしま」に掲載が好ましくないとと思われる業種、商品の広告
- 商品広告においては、価格掲載がある広告および他媒体に掲載実績がない広告
- その他社会的な信頼性及び公平性を損なう等管理者が判断した広告

広島銀行 ひろぎんカレントクラブ 事務局

担 当 永井 梶村 石川

電話番号 082-247-4873

〈ひろぎんカレントクラブ会員専用ページからのお問合せ〉

<https://www.current.hirogin.co.jp>



会員専用ページのお問合せフォームからもご相談・ご質問を承ります